

文化財建造物の保存修理についての日中比較

Comparison of the Preservation and Conservation of Architectural Heritage between Japan and China

王 盈
WANG YING

1. はじめに

(1) 研究背景

文化財建造物の近代的な保存修理は、例えば 1789 年、フランス革命で王宮が没収されて文化財として保存されることになるなど、18 世紀にヨーロッパで始まった。その後、1933 年『アテネ憲章』、1964 年『ヴェネツィア憲章』の制定により、文化財建造物の保存修理に関する理念が国際的にも専門家間で共有されるようになり、中国もこの理念を受け入れ、文化財建造物の保存修理事業を発展させてきた。

1930 年には『古物保存法』という文化財建造物の保護に関する法律が制定されたが、しかし中国の歴史的な経緯により本格的な保護が実際に始まるのは、1982 年に制定された『中華人民共和国文物保護法』からであると考えられる。しかし今もなお多くの問題があり、維持修理で本来の姿を変え、情報を失し、「破壊性修復」^{注1}という言葉も現れて、文化財建造物の価値を損じた場合が多くある。「理念は探索段階におき、制度もまだ完備とは言えない」¹と考えられている。

日本では、1897 年に『古社寺保存法』が制定されてから 1950 年の『文化財保護法』まで、法律の改訂・統合を重ねて徐々に発展してきており、「体系的な研究と歴史的な素材や技法の使用と言う面で世界の先端の地位を占めることになった」²と考えられる。また、同じ文化圏に所属している日本と中国は、文化財建造物における様式、構造、材料等の特徴も共通するところが多い、中国の文化財建造物保護の参考となると考えられている。

(2) 研究目的と方法

以上の背景を踏まえ、中国で行われる文化財建造物に対する保存修理制度について、制度の変遷、今日の制度の構成、特に規範となる法律等において、日本の文化財建造物の保存修理事業と比較し、日本と中国の異同を分析し、中国の文化財建造物に対する保護制度の充実に貢献する成果を得ることが本論文の研究目的であり、これを文献調査と現場調査を研究方法とし

て、研究を進める。

(3) 既往研究と本研究の位置付け

日本と中国における文化財建造物についての関係と異同については、特に建築史において建築様式、構造形式等の比較研究があり、また、保存修理についてはそれぞれの国において独自の研究があるが、両国における保存修理制度の比較はまだ余り行われていない。そこで本論文により、文化財建造物に対する保存修理制度、特に法律の方面に注目して日中の保存修理制度の異同を比較することで、中国の文化財建造物に対する保護制度の充実に探求したい。

2. 文化財建造物に対する保護の変遷の比較

日本の文化財建造物に対する保護制度は、社会変動で破壊される文化財を保護するために 1871 年に制定された最初の法律『古器旧物保存方』に始まり、1880 年「古社寺保存金」制度、1897 年『古社寺保存法』で制度の骨格、修理事業を実施する体制が整った。その後、保存範囲が拡大され、1919 年『史跡名勝天然紀念物保存法』と 1933 年『国宝保存法』により、保存修理制度の現在の形が形成された。1950 年『文化財保護法』は以上の法律を統一し、文化財保護に関する基本法となった。以後、保護範囲を拡大するための建造物に対する調査が行われて改訂を重ね、保護範囲が徐々に充実にされてきた。建造物に関する最後の大きな改訂は、保存活用の課題に取り組んだ、1996 年登録文化財制度の拡充である。

日本に対し、中国の最初の法律はヨーロッパから伝来した保存理念の影響を受けた学者たちが主張し、1930 年に中華民国政府により制定された『古物保存法』であるが、その時期は中国における混乱期であったため、文化財建造物の保護は実際には発展しなかった。1949 年戦乱が終わった後、保護事業が再開され、文物局が設置され、古文化遺跡に関する規定等も制定された。この時から、政府が文化財保護を重視し始めたことが分かるが、しかし、1966 年の文化大革命があ

り、文化財保護は再び停滞することとなった。したがって、中国の文化財建造物に対する保護の本格的な実施は、実際には1982年『中華人民共和国文物保護法』まで待たなくてはならなかった。

両国における文化財建造物保護の発展から見ると、日本の社会的変化による文化財の破壊・損失への懸念から自発的に発展した保護意識と、中国のヨーロッパから伝来した理念を受け、受動的に発展した意識の違いが指摘できる。また中国の文化財建造物に対する保護は歴史的にも非常に紆余曲折してきており、時間をかけて徐々に発展してきた日本より、かなり遅れることとなった。³

3. 現在の文化財建造物に対する保存修理制度の比較

(1) 文化財建造物に関する主な法律

文化財建造物に関する主な法律から見ると、両国ともに唯一の基礎となる法律があるが、日本の場合は、文化財保護法は本法のうちに詳細な規定があり、それと地方公共団体により制定された条例を合わせれば、日本の文化財保護に関する法律の実施がほぼ担保されている。中国の場合は、文物保護法において保護修理事業はごく簡潔に規定されているのみであり、詳細な規定は、文物保護法を基礎とし制定された『中国文物古跡保護準則』『文物保護工程管理方法』等の規則の方にある。多数の特別法と地方の文物保護管理条例が文物保護法を補助し、中国の文化財建造物の保護に関する骨格が構成されている。

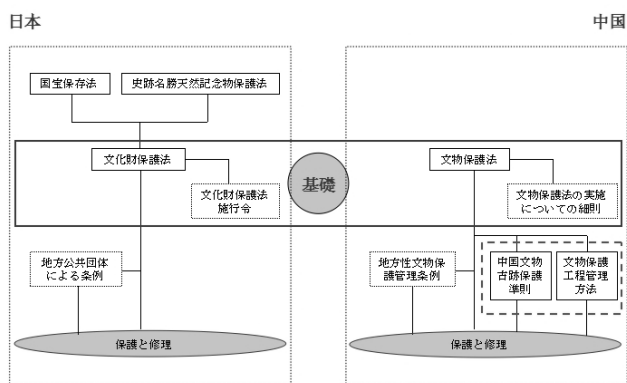


図1 日中の文化財建造物保護に関する法律の構成

(2) 法による文化財の分類

『文化財保護法』によると、日本の文化財は有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物、

重要文化的景観と伝統的建造物群保存地区の種類に分けられ、また保護を補完するものとして文化財の保存技術や埋蔵文化財などの制度があり、建造物は有形文化財に所属している。有形文化財の指定は、重要文化財と国宝に分けられている。

中国における文物は不可移動文物と可移動文物に分けられている。文化財建造物は不可移動文物に所属している。指定には、全国重点文物保護單位^{注2}、省級文物保護單位、及び市、県級^{注3}文物保護單位などがある。

なお、日本の有形文化財は建造物、美術工芸品、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料を含み、一方、中国の不可移動文物は古文化遺跡、古墳、古建築、石窟寺、石刻、壁画、近現代における重要史跡と代表的建築を含むが、日本の場合はそれまでの法律の変遷を背景に、不可移動文物すなわち不動産文化財のうち遺跡、古墳など史蹟名勝天然記念物法に由来する領域は記念物に分類されて異なった保護の手法がとられている。

(3) 法による文化財の指定

日本の文化財の指定は、地方公共団体による指定と、国による重要文化財と国宝の指定に分かれ、国と地方公共団体の指定のための調査・審査は別個に行われている。日本に対し、中国では地方政府により一番レベル低い保護単位が指定された上で、上級の機関はその地方で指定された保護単位の中からより高いレベルの保護単位を指定する。両国における文化財建造物の指定の違いは、中国が日本より、指定を担当する機関が各級政府に分散しているところにある。

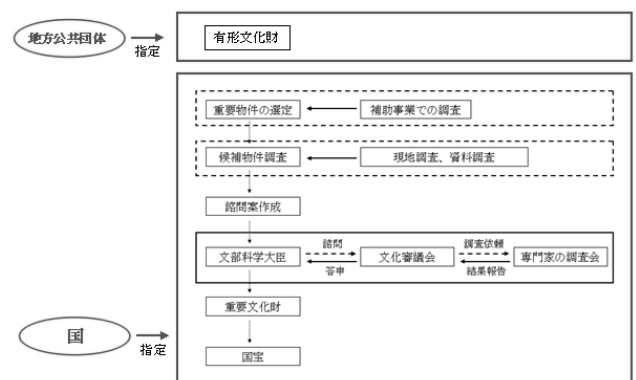


図2 日本における文化財の指定の流れ

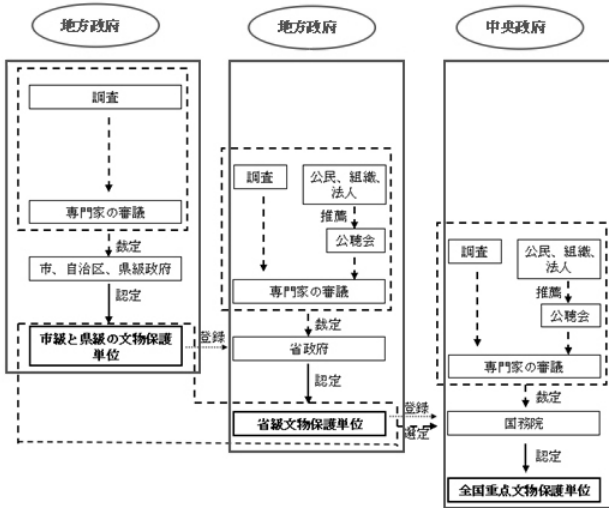


図3 中国における文化財の指定の流れ

(4) 文化財建造物に対する保護修理の関係者

両国における文化財建造物に対する保護修理の関係者は、同じように、国が関与し、監督しているが、異なるのは中国では法律により所有者の違いによる規定が複雑であり、所有者は基本的に国とされているが、別段の規定により、所有者の違いによって日常管理と修理の担当及び資金の負担も異なっている。

	日本	中国
所有者	元来の所有者（個人、国、県、会社）	国
日常の管理者	所有者	別段の規定により所有者が違い 使用者 所有者
修理の担当者	所有者	使用者 所有者
監督	国	国 国
資金補助事業者	国	国 所有者

図4 日中における文化財建造物に対する保護修理の関係者の比較

(5) 文化財建造物に対する保護修理の補助金

日本における現行の補助金制度は、1979年に制定された「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項」により、補助事業者、補助対象事業と補助対象経費及び補助金の額が詳細に規定されている。中国の場合は、2001年に制定された「国家重点文物保護の特別補助経費の使用管理方法」によって、補助事業者、補助対象事業と補助対象経費が規定されている。また、申請と審査、管理と監督についても規定されている。しかし、日本と違い、補助金の額について、明確に規定していない。

日本

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項（1979年）

補助事業者
重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする

補助対象事業
解体修理、半解体修理、屋根葺替、塗装修理、部分修理、移築修理、災害復旧工事等

補助対象経費
修理工事経費、防災工事経費、耐震対策工事経費、その他工事経費と設計料及び監理料等

補助金の額
補助金の額を補助率で表示すると、補助事業者が地方公共団体、または営利法人である場合、基本的に補助対象経費の50%とする

図5 日本における補助金制度

中国

国家重点文物保護の特別補助経費の使用管理方法（2001年）

補助事業者
財政部門は国家文物局と共に、国の特別補助経費を共同実施する

使用範囲
全国重点文物保護単位の企画、保護と安全、消防、国家文物局が許可された重要文物考古発掘調査、発掘プロジェクト及び報告出版等

支出の内容
調査費、計画や方案設計費、材料費、専用設備の購入費、建設機械の使用料や人件費、検査費、管理費、修理費、資料出版費等

申請と審査

財務の管理と監督

図6 中国における補助金制度

(6) 実例から見る両国における文化財建造物に対する現状変更の制限

日中の文化財建造物はともに木造建造物であり柱梁構造である構造形式も共通しているところから、同じように、時代により、様式、構造等が変化している。そうした木造建造物について、どのような方法で文化財建造物としての価値を最大限に表現するかは重要であるが、現状変更に対する考え方については、両国において非常に異なるのが見られる。

日本では、早くから、詳細な調査と歴史研究が行われ、解体修理が実施され、建築史の研究がしっかりと発展してきた。復原工事もよく行われ、『文化財保護法』第43条により、「文化庁長官の許可事項である」と規定され、現状変更が全く禁止されているわけではない。

中国では、今日まで残った文化財建造物は多数の時代の情報を持っているため、過去の形と情報が失われないようにすべきと考えられ、現状のまま保存することが保護修理の理念となっている。『文物保護法』第21条により、「不可移動文物に対する修理、維持、移築等は、必ず文物の原状が変更されないように行われる」と規定され、現状のまま維持するのが原則としている。事例から詳細に説明する。

(i) 唐招提寺金堂

唐招提寺は日本の奈良市にある鑑真が建立した寺院である。1998年に古都奈良の文化財の一部として、世界遺産に登録されている。史料により、金堂は奈良時代に建てられてから、文永7年(1270)、元享3年(1323)、元禄7年(1694)と大修理があり、元禄修理で、構造が変化し、屋根の勾配が急になったことがわかる。また、資料によると、明治32年(1899)の改修で、安定性を取るために、小屋組を西洋小屋組に改めたことがわかった。

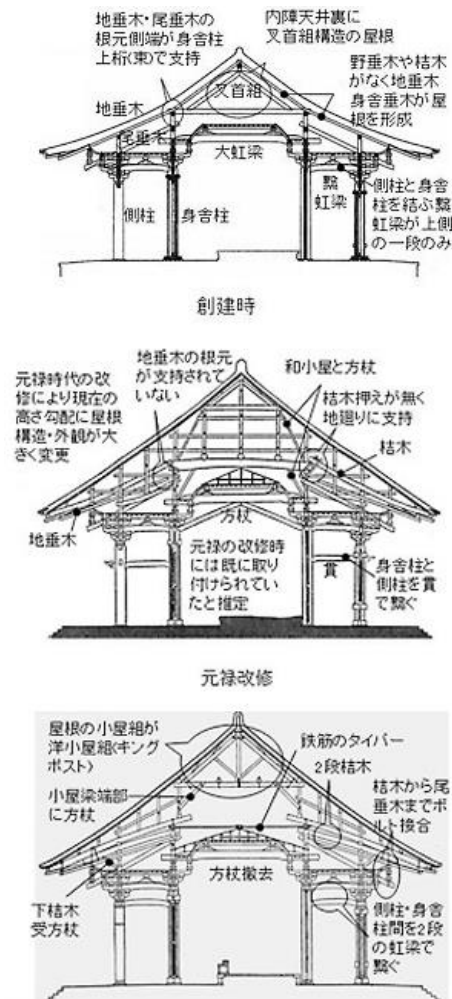


図7 上から創建時、元禄改修時、明治改修

(ii) 平等院鳳凰堂

平等院鳳凰堂は、京都府宇治市にある藤原氏ゆかりの寺院である。平安時代の建築、仏像、絵画、庭園等が一体となって、非常に重要な価値を持っているため、1994年に古都京都の文化財の一部として世界遺産に登録された。史料によると、中世以前、近世、平成まで、何度も修理が行われてきた。建築の様式から、構造まで、何度も変化され、時代ごとに、違う姿が現れていた。現在、行われている平成修理は、主に野地、小屋組、軒廻り等の破損部分の補修が修理の目的とする。屋根の修理は、現状修理が基本とされているが、調査と研究の結果により、旧状に復旧することも行われている。



図8 鳳凰堂に対する平成修理現場

(iii) 北京故宮

故宮は中国の北京市に所在する明清朝の旧宮殿である。1987年に世界遺産に登録され、現在は博物館として、一般開放されている。1961年に全国重点文物保护单位として認定され、定期的な日常維持工事が実施されている。

故宮の日常維持は建物の全体的な安定のために施され、建物の構造や塗装、重要な部材などは変更せず、長期的な見回りと記録に基づいて、必要な措置を取ることが原則である。



図9 故宮太和殿と故宮実測

(iv) 独楽寺観音閣

独楽寺は中国天津市に所在する遼時代^{注4}で造られた寺院である。様式、平面、構造、建築技術などが唐時代と後の宋時代両方の建築特徴を持っている⁴ため、1961年に全国重点保護単位に認定された。



図10 独楽寺観音閣

資料によると、1998年に行われた独楽寺観音閣の修理工事は「できるだけ関与しないように」を原則とされ、最初に現状補強の計画を採用したが、構造が深刻な変形を受け、主要な部材が厳しい損傷を受けたため、局部の解体修理と現状補強が合わせ、保護修理が行われたことがわかった。

また、保護修理が行われる時、建築が長い年月の中で形成された変遷の証拠が重視された。建てられた時の部材と後世で添付された部材の特徴、位置、相互関係および機能等である。元の部材（木造部材の裁断と補修、瓦の貼り付け等）の保留と利用も重視され、作法の真正性が確保されている。⁵



図11 独楽寺観音閣修理現場

4. 研究結論

(1) 保存修理についての日中の異同

以上の比較に基づいて、保存修理についての日中の異同が明確に見られることを明らかにした。

保護制度の成立・発展の経緯について、両国は非常に異なり、保護意識の起こり、保存修理制度の始まり、保存修理制度の発展の過程、いずれにおいても社会的変遷など歴史的要因の影響による違いがみられた。

文化財法律の構成について、同じ点は唯一の基礎となる法律があることであり、異なる点は中国の場合が、基礎となる法律が詳細ではなく、補助する法律があることである。

文化財の指定について、両国とも同じように国と地方公共団体の双方により指定が行われるが、違う点は日本では国と地方公共団体がそれぞれ独立しているが、中国では、国が地方指定の文化財から国指定の文化財を選ぶこととなっており、また指定の担当が日本よりも分散していることである。

文化財建造物に対する保存修理の関係者について、

同じ点は国指定の文化財は国により保存修理が監督されることであり、異なる点は所有者による規定の違いをはじめ、日常の管理者と修理の担当者、及び資金補助事業者の違いがあることである。

補助金制度について、両国とも同様に法律により補助事業者、補助対象事業、および補助対象経費などが明確に規定されているが、異なる点は補助金の額について、中国の場合は明確に規定していないことである。

特に注目されるのは文化財建造物に対する現状変更の制限についての規定違いである、現状変更に影響を与える解体修理については、両国の考え方は大きく異なり、ここから生まれた保護修理の方法にも大きな違いが見られる。

(2) おわりに

ここまでまとめた六つの異同は歴史的経緯、政治体制、また文化思想等の違いから生まれ、今日まで別々に発展したことがわかったが、この中に、特に考えていくべき問題は文化財建造物に対する現状変更の制限であると思っている。

日中両国における修理を通じて建築史研究を進展させてきた日本と、歴史情報をそのまま保護ことを重視する中国の考え方の違いがわかったが、もう一つの違いは中国より、日本が文化財建造物に関する詳細な史料を持ち、解体修理を明確な証拠に基づいて行うことを可能にしていることである。

また、日中両国における文化財建造物は様式的に同じ特徴を多く持っているが、その歴史的発展については、日本の場合は自然災害に対応するために、主として技術の方面から進化してきた。これに対し、中国における文化財建造物の変遷はほとんど時代変化と共に変化した文化により様式的なものを発展させる方向で変化してきた。文化財建造物から建築史の変化だけではなく、社会の変化も見える。この違いも文化財建造物に対する現状変更の制限の違いの原因ではないかと考えている。

注釈

注¹ 修復しようと考えたが、実際の効果は元の価値を損害することという。

注² 中国語にある「単位」は「機関・団体またはそれに属する各部門」の意味がある。

注³ 中華人民共和国の行政区分は、基本的には省級、地級（市）、県級、郷級という4層の行政区のピラミッド構造から成る。

注⁴ 遼は、遼朝ともいい、内モンゴルを中心に中国の北辺を支配した契丹人（キタイ人）耶律氏（ヤリュート氏）の王朝。国号を立てたのは947年である。

参考文献

¹ 刘乃涛：试论中国古建筑保护理念、『文物春秋』、2008年

² K. E. ラールセン：日本における建築保存とその国際的評価、ラールセン博士記念講演会、日本イコモス国内委員会、平成8年（1996年）

³ 曹永康：我国文物古建筑保护的理论与实践控制研究、浙江大学、2008年

⁴ 劉敦楨：中國古代建築史、中國建築工業出版社、1984

⁵ 呂舟：中国文物古跡保護準則案例解釈、国際記念物遺跡会議（ICOMOS）の中国国家委員会により発行、2005